

# 町民の皆様、水道使用者の皆様へ

上下水道課は、新型コロナウイルス感染症による町民の皆様への経済的影響をふまえ、水道料金について下記の通り決定しましたのでお知らせします。

## 1. 水道料金の基本料金の減免について

### 1) 家事用や親メーターを使用している方

令和2年6月使用分※1から8月使用分※2の3ヶ月分の  
**水道基本料金の50%**を免除します。

### 2) 飲食店を含む営業用を使用している方

令和2年6月使用分※1から8月使用分※2の3ヶ月分の  
**水道基本料金を全額免除**します。

※ 免除に関してお手続きの必要はございません。

※1 令和2年6月使用分=7月請求(引落)分

※2 令和2年8月使用分=9月請求(引落)分

## 2. 水道料金の支払い猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に水道料金等の支払いが難しくなった方に対し、相談窓口を設置しております。

3ヶ月分の水道料金を対象に、支払猶予期間(3ヶ月間)を設定して分割納付のご案内をさせていただきます。

詳しくは上下水道課の窓口、または お電話にてお問い合わせください。

令和2年5月8日  
与那原町上下水道課  
連絡先:098-945-3017